

目次

文書館と県民との触れあい	副館長 梅田 正... 2
公文書館法をどう活かすか? / 国立史料館40周年	4
〈他館見学〉茨城県立歴史館	5
国立国会図書館	6
〈史料紹介〉明治の漁業調査 山口県がまとめた「水産慣例原稿」ほか	7
〈ワNDER-文書館〉原文書の大切さを知る	8
〈地域トピックス〉郷土の先人の遺産を守る	9
写真メモ・1991年度	10
お知らせ・ご案内	12

文書館と

県民との触れあい

副館長 梅田 正

文書館（もんじょかん）と聞いて、一般の県民の方でいかなる施設かすぐ答えられる人はそんなに多くない。昭和三十四年に全国で初めて開設され三十二年の歴史を持つ当館であるが、今だにこのような状態である。

文書館を少しでも知っている人は、古文書（こもんじょ）を集めている所だと理解している。この「古文書」が文書館と一般県民の境を作っている要因の一つであろう。筆で書かれた文書。日本語であることは分かるが読めない。読めないものを集めているのであるから我々には利用することが出来ない。従って縁もない。縁がないから詳しく知る必要がない。原因はそんなところだろうか。

しかし、文書館は筆文字の古文書ばかりを扱うところではない。ここを一般の人に理解してもらいたいものである。一般にはあまり知られていないが、四年前の昭和六十三年に「公文書館法」という法律が出来た。これは国や地方自治体が保管している公文書のうち、歴史資料として価値のあるものを公文書館で保存し利用に供させようとする法律である。公文書は、国や都道府県・市町村などの地方自治体の行政活動の中で生まれた文書である。現在われわれが江戸時代の防長の歴史を研究するとき、毛利藩で作られた古文

書や古記録を調べているのと同じように、明治以降の山口県の歴史調査には山口県や県下市町村で作成された公文書が貴重な史料となるのである。年月の経過で公文書が歴史資料となる、その意味で古文書と同じ性格を持つことを知ってもらいたい。当館は、平成二年度末で三十三万点の資料を管理保存しているが、その四十二％が公文書（行政刊行物を含む）である。今後も公文書の受け入れが増え、数年後には所蔵資料の大半を占めることは確実である。諸家文書と当館で分類している私文書の中にも近代・現代文書（明治以降に作成されたもの）が相当量含まれている。今時点でも当館の所蔵資料の半分以上は近現代の文書資料と考えられる。これらの近現代文書は、明治初期の公文書や書類を除いて、ほとんどが楷書で書かれているので読むための特別な学習は必要でないものである。

文書館は古文書のみを収蔵している古文書館ではないことを理解してもらいたいものである。

歴史の入門書や歴史小説がよく読まれているという。また「ふるさと」の時代とかで歴史に関心を持っている人も多い。さらに直接古文書に触れて生の歴史を研究したい、少なくとも古文書の字を自分の目で読めるようになりたい、と考えている人も結構いる。

県下各地で古文書解読講座が開かれているが、受講者が多いと聞く。当館も年に一度市町村教育委員会と共催で解読講座を開き、また県の生涯学習センターの解読講座も手伝っているが、これも盛況である。後者は受講者募集の範囲を県下全域としているが、遠くは玖珂郡からも参加者があり、いつも定員を上回る受講希望がある。

平成四年度から、待望の県史編纂事業が始まることになった。これを機に、当館も古文書解読養成事業を開始し、解読講座をさらに

充実していくことにした。講座は次に示すように、県生涯教育センターの解説講座とタイアップして、学習段階に応じた肌理の細かい事業にしたいと考えている。

① 基礎講座（文書館）

年に一回（六講座）、県下の一市町村を会場にして、古文書に触れるための基礎的な講座とする。

② 初級講座（生涯教育センター）

年に一回（五講座）、同センターで開き、初級レベルの講座とする。

③ 中級講座（生涯教育センター）

年に一回（六講座）、同センターで開き、初級レベルの解説技術を修得した人を対象にする講座とする。

④ 専修講座（文書館）

一年を通して月一回の講座を文書館で開催し、中級を修得した人を対象に実務者を養成する講座とする。

⑤ 活用講座（文書館）

年に一回（五講座）、学校の社会科教員を主対象にして、古文書を活用できる人の養成を目指す講座とする。

そのほか、古文書解説に役立つための「歴史講座」を予定している（四年度は大島町と長門市を予定）。古文書を学習する目的は、その文書の中身を読むことである。何が書いてあるのか、である。

歴史講座は、山口県の歴史を研究している県内外の研究者に依頼して、古文書から分かったことを話してもらう。古文書を読むためには、歴史用語を理解しておくことや、ある程度の歴史の流れも知っておくことが必要である。この講座はそのために役立つものと期待

している。

古文書解説講座を単に教養講座とするのではなく、研究者や実務者の養成講座とするもので、成功すれば文書館を核とした郷土史研究者や県史・市町村史編纂の従事・協力者が育ち、さらには郷土文化の向上に役立つ。当館の存在価値はこれによりさらに深化する。

県外の文書館施設には、単に文書資料の閲覧提供（これが文書館の基礎的な業務であるが）のみでなく、展示室を設けているところも多い。文書館業務の普及事業となるものでもある。館蔵の文書資料を一定のテーマに基づき解説を付して展示し、それを通じて一般の人と文書館のふれあいを深める効果が望まれる。当館には展示室は無いが、閲覧室の一隅を利用して「月間小展示」を行っている。平成三年度の小展示は次のテーマで実施した。

四月 消えた県内の鉄道 五月 文化財調査を知る

六月 水田の変遷 七月 捕鯨王岡十郎のパスポート

八月 米の品種と農法 九月 コレラ

十月 中世の吉見氏と阿武郡 十一月 防長の銭

十二月 汽車の記憶 一月 長州藩諸隊銃陣稽古

二月 塩 三月 唱歌

手前味噌であるが面白いテーマで、一般の人でも興味を持ってもらえたと思う。当館の所蔵資料でこのような勉強が出来るのである。

山口県文書館は専門の研究者だけの施設ではない。利用者には一切制限を設けていない。古文書の利用にはそれなりの努力が必要であるが、館の側でも利用者の便を図るため以上のような努力をしている。さらに多くの県民の理解を得たいものである。

徳島県で全史料協第17回大会

公文書館法をどう活かすか？

―都道府県レベルと市町村レベルの

文書館づくり―



動はずでに峠を越え、市町村立文書館設立が課題になりつつある。」との記事を載せて、この大会の成功を支援した。

二日間・七時間にわたる研究討議は、公文書館法を活かしての、現実的な都道府県レベルと市町村レベルの文書館づくりの方策を探った。

〈法は、啓蒙的な価値はあるが、決め手とまらない〉(外国では、小さな市町村が共同して、文書館をつくっている例もある)

〈法は、結局、専門職を置かなくともよいと読まれてしまう〉
〈法は、責務規定なので、補助金を制度化させる方向で改正させるべき〉(文書館には、人が必要で、人を育てる制度がい

る)〈専門職の本質―なにをなすべきか―を追求して行くべき) などなど。
多くの意見は、公文書館法細則の制定と専門職養成制度の確立を求める方向に、まとも

(戸島)

国立史料館が四〇年

関係者が盛大な祝賀会

戦後の社会変動と経済混乱の中で、転落の危機に直面した旧華族や旧地主。その文書・記録類を救済することを第一の任務にして発足した国立史料館が、昭和二六年の正式発足から年輪を重ねて四〇年。その間、史料保存の大切さを主張し続けて、全国の史料館・文書館の設立に指針を与えた歴史は輝かしい。とりわけ、近世史料取扱講習会を重ねて、史料保存実務担当者を多く育てた実績と、今また、それを史料管理学研修会に拡大して、アーキビストの養成を目指している活動は、全国の各地に、文書・記録を未来へ残す運動を促進していくだろう。(戸島)



『史料館の歩み四十年』

激動の一九九一年。全史料協徳島大会は、「自らの世界を読みとり歴史をつづる権利」(ユネスコの学習権宣言)を保証する文書館制度の大切さを、会長が強調して開会。徳島新聞も「公文書館法が公布されて間もなく四年が来る。都道府県での文書館設立運

〈他館見学〉

広大な敷地の中に

茨城県立歴史館

JR水戸駅よりバスで三〇分、梅の名所で有名な偕楽園に近い場所に県立歴史館がある。

同館は、茨城県の歴史をテーマにした総合的な文化施設である。約八万三千平方メートルに及ぶ広大な敷地には、歴史館の館舎のほか、県指定文化財の旧水海道小学校本館・旧茂木家住宅や旧水戸農業高等学校本館などが移築され、歴史公園そのもの。

同館の機能は、博物館と文書館の二つがある。その性格上、表面的には博物館部門の方が強く出ているが、文書館部門の活動も歴史研究者の間ではよく知られている。

開館は昭和四九年である。文書館施設として全国で最初に設置された山口県文書館の開館が昭和三四年であるから、その一五年後となる。現在一九の都道府県に文書館施設が開設されているが、同館はその中で七番目の開設組織としては、管理部・史料部・学芸部に分かれるが、その中で史料部の史料室が文書館機能を持つ。同室の職員は室長を含めて七名。所蔵資料は文書資料一二万点、行政刊行



物一万点、図書が三万三千冊といわれる。山口県文書館が専門職員六名で三二万点の資料を管理していることを思えばうらやましい。

書庫は、二室あり合わせて六八〇平方メートル（山口県文書館は七〇〇）。

文書館施設が独立した組織でなく、同館のように他の機能（博物館・図書館・情報公開

窓口など）を含めて合同組織となっているところは、他にも鳥取・京都・岐阜・神奈川・福島などがある。それぞれの業務の運営上でメリットとデメリットがあると思われるが、広大な敷地をもつ総合歴史資料館としての環境は素晴らしいものを感じた。

（梅田）

茨城県立歴史館×メロ

〒三二〇 茨城県水戸市緑町二一一一五

TEL 〇二九二（二二五）四四二五

休館 土曜の午後・日曜・国民の祝日・

毎月第四月曜日・年末年始・

特別整理期間



〈他館見学〉

情報の永久保存のために

— 国立国会図書館を訪ねて —

「真理がわれらを自由にする」という理念のもとに設立された国立国会図書館は、収集した出版物を、日本国民の文化遺産として永久に保存するという役割を持っています。

ところで出版物は、年とともに劣化・破損が進行します。

このため同図書館では、収集した出版物の保存対策に力を入れています。例えば、出版物の補修、酸性紙対策、資料のマイクロ化などが、それです。

また、昭和六一年には資料保存対策室を新たに設置して、主として蔵書の保存に関する



企画・調査・研究等を行っています。

さらに、その道の専門家呼んで保存フォーラムを開催するなど、資料の保存のための意識高揚にも努めています。

写真は、出版物の補修作業の光景です。傷みの激しい出版物は、ノリ・糸・アイロンなどを使って、次々と補修されています。

図書約五五〇万冊、雑誌一二十万タイトルにおよぶ同図書館の膨大な蔵書は、このような努力により、未来に向けて保存されています。

国立国会図書館メモ

*おもなコレクション

憲政資料、法令・議会資料、科学技術関係資料、地図コレクション、音楽資料外

*利用について

利用できる人 二〇歳以上の人

資料の利用 館内利用のみ

閲覧 月曜日～土曜日

九時三〇分～一七時

休館日 日曜日、毎月の第二・第四土

曜日、国民の祝日・休日、年

末年始、毎月の第四水曜日



（梅村）

明治の漁業調査

山口県がまとめた

「水産慣例原稿」ほか

明治初年、漁業は旧藩時代の漁法なり慣行のままに進められていましたが、一方で、新たな漁業制度の確立と漁業の保護育成策が必要になっていました。そのためには、まず実態の掌握が急がれるため、政府や県の指示で、漁業に係わる様々な調査が行われました。

明治二年には、政府が全国の漁業調査を実施し、漁法、漁具、貝類・藻類の採法、漁場のしきたりや専有・共有の区分と、その沿革等について報告を求めました。県内では、一五年に各郡区から調査報告が県へ提出され、これが基になって、政府へ報告するための原稿として「水産慣例原稿」がまとめられました。

同原稿は、特に漁法についての記述が詳細で、鰯網漁、長ノ緒漁、手繰網・大敷網・帆引網漁等について、網の入れ方から漁の季節まで記載されています。また図が添えられており、当時の漁業の様子がリアルに伝わって

きます。掲載の図は、手繰網を使つてのイカ漁と船を使つての瀬貝漁の図で、イカ漁の図では、野ツゲを使い、それに寄ってくるイカを手繰網で捕獲する様子が描かれています。

一六年には、水産業の隆盛を図ることが急務として、使用されている漁網の種類、その製造法、使用方法についての調査が行われました。その報告書として、「漁網取調査 長門ノ部」があります。

旧藩時代の漁業制度についても、明治二六年に県内の調査が行われました。漁業免許、水族繁殖保護、漁業入会専用に関すること、漁場争の裁定等に関して報告が求められ、取調書には関連の古文書も収録されています。

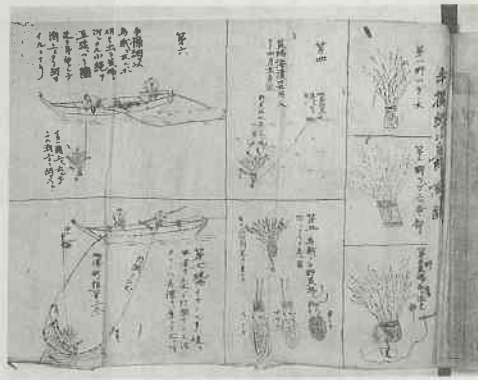
この時に県へ提出された報告は四冊の簿冊にまとめられ、現在そのうちの二冊が「旧藩漁業制度取調書」として残っています。一冊は大津郡、一冊は厚狭・豊浦・阿武・赤間関の調査報告です。

これらの調査書は、それぞれに調査の意図するところが異なりますが、藩政期末から明治初期にかけての漁業の様子が分かる格好の史料といえます。

(吉本)



船を使つての瀬貝漁の図



手繰網を以てイカを取る図

ワンダー文書館

「知られていない」文書館、「不思議な」文書館という声におこたえしての欄がこのコーナーです。

原文書の大切さを知る

写真に写らない文字—角筆—

今年二月の新聞に、平安時代の寛平法皇による角筆文字が記されたお経が、山口市の龍藏寺で発見されたという記事がありました。

「角筆」とは、読み仮名や返り点などを見えないように記して漢文を訓読するための工夫で、細い木や竹の先で紙面をへこませます。このお経の現物が失われてしまったら、写真によって本文が読めても、角筆は二度と目にする事ができないでしょう。

本文だけが大事ではない

文書においても、本文以外に、写真では十分に再現できないような書き込みがされている場合があります。たとえば「朱筆」と呼ばれる、朱色の訂正や注記は、墨ほどにはフィルムに写りにくいものです。また、文書を受け取った側が備忘のために紙端の裏側に記した「端裏書」の場合、紙端がくしゃくしゃに

縮んでいたりと、墨のかすれや深いしわのため、写真にうまく写りません。

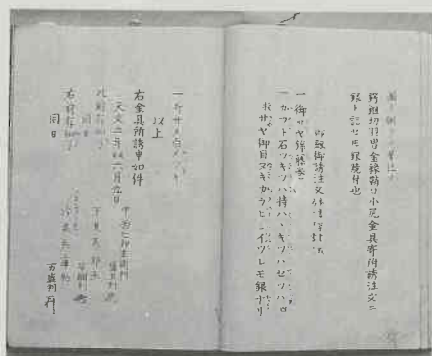
このほか、中世文書に特有な、月日の右肩に小さく添えられた形の年号についても、写真で見ただけでは不十分です。差出人が記した場合と受取人が記した場合があり、これを弁別するためには、文書の原本を見て、本文と墨の色が異なっているかどうかを調べる必要があるからです。文書を正確に読みとるには、本文だけでなく、紙面に記されていることのすべてが重要な情報になります。

原文書の大切さ

原文書が大切なのは、近代・現代の文書の場合も例外ではありません。書式、用紙、筆記具など、いずれも周知のものと、現在では思っているても、百年もすれば、現代の文書を構成するさまざまな要素についてわからなくなっていることは想像に難くありません。

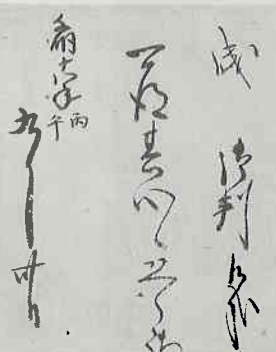
どんなに技術が発達しても、決して、写真やコピーが完全に原文書の代わりになることはありません。原文書に盛られている情報を解析する学問もまた着実に進歩しているからです。今後、文書を調べる新たな着眼点が考えられるたび、文書の原本にあたらねばならず、原文書を可能な限り保存することが必要

なのです。



よみがなや花押など薄く写っている文字が朱筆

(平瀬)



年号のみ他の文字と墨色が異なっている

〔地域トビックス〕

文書館では、地方調査員の活動や各地での古文書講座等を通して、県内の史料の把握や文書保存の啓発活動にとまっています。今回は、その中でひろった、東和町の大工さんの話題を紹介します。

郷土の先人の遺産を守る

山口県といえば、広島県に次いで海外移住者の多い県。中でも大島郡は、ハワイや台湾をはじめとする世界各地に大量の移住者を送り出しました。ここ東和町沖家室（おきかむろ）も例外ではありません。

沖家室は、かつて一本釣り漁業の島として知られた小さな島。現在は七〇才を越えるおばあちゃんが新聞配達をしているという高齢者の島としても有名になってしまいました。が、寝たきり老人が一人もいないこの島人たちの気概は、海外に雄飛していった数多くの移住者や、腕一本の漁師さんたちの気概とも、今もって一脈通じあうものがあるような気がしてなりません。

さて、昨年九月に山口県を襲った台風一九号は、県下各地に甚大な被害をもたらしました。沖家室でも家屋の損害が大きく、大工さ

んたちの仕事はがぜん忙しくなりましたが、同時に、古美術品や骨とう品を買いつける業者も数多く来島し、多くのものが島外に流出したと聞きます。

そのような中で、写真の人、山本勝利さん（昭和一六年生まれの五〇才。大工）は、家屋の修築や解体の際に発見された数多くの古文書、雑誌類や什器類を、東和町教育委員会に連絡し、その家の持主とも相談した上で、自分のところに大事に保管しておられます。



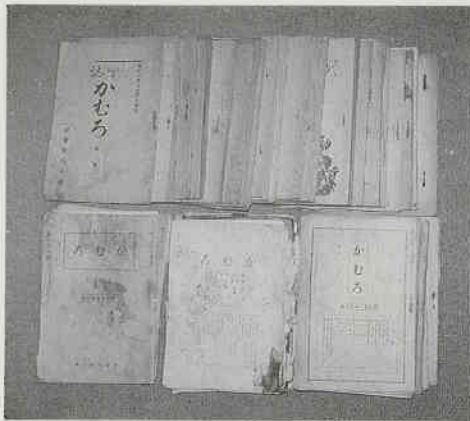
山本さんの収集物の中でも、白眉は沖家室惺々会（せいせいかい）の会誌『かむろ』でしょう。沖家室からの海外移住者と、ふるさとを結ぶこの通信誌には、移住者による心あたたまる近況報告や、島の行事やでき事などの生活に密着した話題が満ちあふれています。

大正三年の創刊から太平洋戦争前まで、多い年は年に三〜四冊刊行というものすごいバ

ワーを、この島の人達は持っていたのです。

このような立派な過去の遺産を、山本さんのように保存意識の高い方が大切に保管されていることは、とても意義深いことです。皆さん方の地域にも、先人たちからうけついで「営みの記録」は身近にきつとあるはずですが、それらを保存していることは、現在や将来、自分の足元を見つめなおす時の一助となることでしょう。

それらは決して、一部の研究者のためだけにあるのではないのです。（金谷）



写真メモ・1991年



行政資料の目録化すむ

先年来すすめてきた行政資料（行政に関するパンフレット等の印刷物が中心）の年代確定作業が終了し、平成四年三月に一九四〇・五〇年代の目録を刊行する運びとなりました。数万点におよぶ行政資料の整理は、そのまま戦後史の整理につながる大変な作業でした。

北と南から遠路の来館

今年も、北は北海道から南は沖縄までのお客様が当館を訪ねられました。北海道余市郡仁木町からは、明治初期に山口県から移住者でつくられた「大江村」（大江は毛利氏の本姓）に関する資料収集のため二名の方が、また沖縄県中頭郡北谷（ちやたん）町からは文書館設立のための調査をかねた見学に四名の方が来られました。写真は右が北谷町、左が仁木町の皆さん。



『府県史料 山口県』完結

昭和六一年から刊行してきた『府県史料 山口県』全六巻を完結し、最後の発送作業を行いました。明治期前半の当県の政治・産業・経済・交通・戸口から教育・民俗まで、多岐にわたる内容をもった本書の完結は、近代地方史の一層の進展に寄与することでしょう。



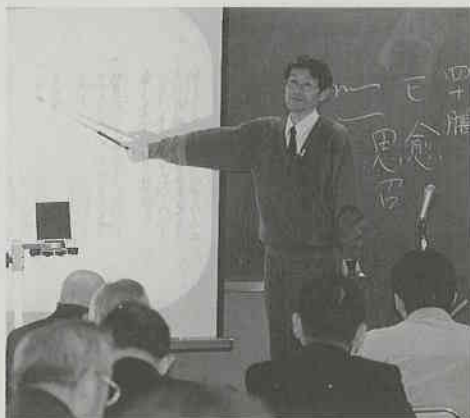
ホコリとのたたかいは続く

昨年二月、県の管財課が管理していた野田の土蔵から大量の県庁文書を収集し、文書館に搬入しましたが、何せ2トトラック4台分の量。天気の良い、湿度の低い日を選んでの根気強い保全作業が続いています。これらの文書を、これからさらに分類・目録化し、適切な補修を行った上で、皆さまの閲覧に供していくこととなります。



古文書読解の輪を広げよう

当館では、主催する古文書読解講座（本年度は徳地町で開催）の他、県生涯教育センター主催の県民大学講座のお手伝いをするなど、古文書読解の普及につとめています。さらに来年度からは、古文書基礎講座（従来のものを改称）・古文書専修講座・古文書活用講座・文書館歴史講座など、当館主催の諸講座をスタートさせます。多数の御参加をお待ちしています。



はじめての中国地区文書館職員懇談会

広島県立文書館・広島市公文書館・鳥取県立公文書館から五名の方々を迎えて、中国地区内の文書館職員間の懇親をはかる初めての会を三月一二・一三日に開きました。

同じ業務や同じ悩みをもつ諸館が、ノウハウを公開しあい、意志の疎通をはかりました。なごやかな中にも真剣さに満ちた議論は夜半にまで及び、次年度以降の発展的な継続を決めて幕を閉じました。



〔表紙説明〕

表紙の旗指物はたきしものは、文化二年に長府・徳山・清末・岩国の各末家や一門八家から毛利家に差出された「家之紋旗差物合印之図」から撮影したものです。武將たちの誇りや願いが込められた旗指物などに関する研究―武士たちのシンボリズムの研究―はまだ進んでいるとはいえませんが、詳細に書写されたこれらの史料は、その一助ともなることでしよう。

写真は、上段右から毛利勇之進（房良・右田毛利家）、福原豊前（房純・永代家老）、毛利新十郎（房嘉・阿川毛利家）、下段右から益田吉十郎（房清・永代家老）、宍戸美濃（就年・一門）、毛利甲斐守（元義・長府藩主）から差出されたもの。（金谷）



お知らせ・ご案内

▽来年度から、当館主催の諸講座を大幅に拡充します。県史編さん事業と並行して、歴史や古文書に関心をもつ方々の「輪」が広がってゆけば、との思いをこめてのスタートです。ふるって御参加ください。

- 5 / 12 古文書専修講座 1
- 6 / 9 古文書専修講座 2
- 6 / 25 文書館歴史講座（大島町） 1
- 7 / 14 古文書専修講座 3
- 7 / 23 文書館歴史講座（大島町） 2
- 8 / 6 文書館歴史講座（大島町） 3
- 8 / 11 古文書専修講座 4
- 8 / 13 / 19（ただし 8 / 15・16 日を除く） 古文書活用講座（教職員対象）
- 9 / 8 古文書専修講座 5
- 9 / 11 文書館歴史講座（長門市） 1
- 9 / 18 文書館歴史講座（長門市） 2
- 9 / 25 文書館歴史講座（長門市） 3
- 10 / 13 古文書専修講座 6
- 11 / 6 古文書基礎講座（田万川町） 1
- 11 / 10 古文書専修講座 7
- 11 / 13 古文書基礎講座（田万川町） 2
- 11 / 20 古文書基礎講座（田万川町） 3

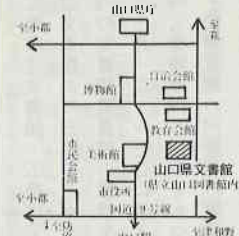
- 11 / 27 古文書基礎講座（田万川町） 4
 - 12 / 4 古文書基礎講座（田万川町） 5
 - 12 / 8 古文書専修講座 8
 - 12 / 11 古文書基礎講座（田万川町） 6
 - 1 / 12 古文書専修講座 9
 - 2 / 9 古文書専修講座 10
 - 3 / 9 古文書専修講座 11
- ※月日は平成4年3月段階での予定です。詳しくは当館にお尋ね下さい。

文書館ニュース 第二六号

平成四年三月三十一日発行

山口県文書館 電話〇八三九〇二二一六
〒七五三 山口市後河原一五〇一

〈利用案内〉



開館時間 平日 9:00-17:00
土曜日 9:00-12:30
休館日 日曜日、祝日、月末整理日、
年始年末、春秋文書整理期間